

## 第7期生駒市障がい者福祉計画（案）についてご意見を募集します

「障がい者福祉計画」は本市の障がい者福祉に関する総合的な計画で、障害者基本法に規定する『障害者計画』、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定する『障害福祉計画』及び児童福祉法に規定する『障害児福祉計画』として一体的に策定しています。

第6期障がい者福祉計画の計画期間が令和5年度末までであることから、「生駒市障がい者地域自立支援協議会」にて意見をきくなど、第7期生駒市障がい者福祉計画の策定に向けた作業を進めています。

つきましては「生駒市パブリックコメント手続条例」に基づき、現時点での計画案を公表しますので、市民のみなさまのご意見を下記によりお寄せください。

お寄せいただいたご意見は、それに対する本市の考え方とともに、整理をして公表いたします。

ただし、個々のご意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

計 画 等 の 案	別添「第7期生駒市障がい者福祉計画（案）」 【案の公表場所】 市役所（1階障がい福祉課・3階市政情報コーナー）、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターI S T Aはばたき、図書館、たけまるホール、コミュニティセンター（生駒セイセイビル内）、南コミュニティセンターせせらぎ、福祉センター 市ホームページ ( <a href="http://www.city.ikoma.lg.jp/">http://www.city.ikoma.lg.jp/</a> )
意見の募集期間	令和5年12月22日（金）～令和6年1月22日（月）
意見を提出できる方	① 市内に住所を有する者 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④ 市内に存する学校に在学する者 ⑤ 当該案件に利害関係を有する者
意見の提出方法	別紙の「意見・情報提出書」（別の様式でも可能です）に ① 案件名 ② 住所 ③ 氏名 ④ 第7期生駒市障がい者福祉計画（案）へのご意見を明記のうえ、 ① 窓口へ持参 ② 郵送 ③ ファクス ④ ホームページ（パブリックコメント）の入力フォーム のいずれかで、障がい福祉課までご提出ください。 ※ 電話によるご意見には対応することができません。
意見の提出先	【持 参】生駒市役所 障がい福祉課（1階16番窓口） 平日 8：30～17：15 【郵 送】〒630-0288 生駒市東新町8-38 生駒市役所 障がい福祉課 宛 【ファクス】0743-74-1600（障がい福祉課 宛）
いただいたご意見への対応	・提出されたご意見の概要とそれに対する本市の考え方を、上記公表場所、市のホームページで公表します。 ・提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください

	い。
--	----